

「仙台大学紀要」投稿規程

(投稿資格)

第1条 仙台大学紀要に投稿することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仙台大学専任教職員
- (2) 紀要編集委員会の認めた者

(原稿の種類)

第2条 原稿の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 論 説
その長短にかかわらず、オリジナルな研究成果をまとめたもの。
- (2) 研究ノート
研究の中間報告、予報を行ない、批判を得ようとするもの。または新しい事実、方法等を報告するもの。若しくは、その分野に関する研究成果を総合的にまとめたもの。
- (3) 書 評
内外の関係図書について批評を行なうもの（出版刊行物の単なる紹介は含まない。）

(投稿編数)

第3条 投稿編数は、単独投稿又は共同研究第1執筆者、いずれか1編とする。

- (2) 前項のほか、共同研究連名者（第1執筆者以外の者をいう。以下同じ）の場合は、更に1編までとする。
- (3) 共同研究連名者のみの場合は、2編までとする。

(執筆規準)

第4条 執筆にあたっては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 原稿用紙
400字詰横書き用紙（A4）とする。
- (2) 原稿の長さ

原則として図表等を含め、前号用紙50枚以内とする。

(3) 欧文要旨

第2条第1号及び第2号に属する原稿には、本文に欧文要旨を添える。要旨の長さは1,000語以内とし邦訳を付すものとする。

(4) 脚注、引用文献の表示

本文中の記述に関して注記を付す場合は、本文中の関連ある語句または、文章の終りの右肩に1), 2), 3), ……の番号を付し、本文末尾に一括して記載するものとする。

引用（参考）文献についても同様とする。

ただし、文献の表示は各分野の表示様式によるものとする。

(5) 図表等の原稿

本文原稿と別個のシートを用いて作成するものとする。図及び表は本文中にそれらの挿入箇所を指定するものとする。また、図の原稿は印刷される大きさよりも1.5～2.0倍に作成するものとし、黒色インク又はボールペンにて鮮明に製図するものとする。写真は鮮明なものに限る。

(6) 原稿は全文外国語を用いて作成することができる。

(校 正)

第5条 原則として著者校正とするが、再校以後は編集委員会において行なうことがある。

(別 刷)

第6条 必要部数を原稿本文1頁上欄に朱書するものとする。別刷代は30部までは無料とし、それを越える部数については著者負担

とする。

(投稿期限及び原稿提出先)

第7条 投稿期限は毎年10月31日とする。

(2) 原稿提出先は図書館事務室とする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は教授会の議を経て学長が行なう。

附 則

この規程は、昭和53年6月27日から施行する。